附則第三十二条中「平成三十二年二月」を「令和二年二月」に、「平成三十一年十一月」を「令和元年十一月」に改める。

附則第三十六条第一項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日まで」を「令和元年十月一日から令和二年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「平成三十三年度及び平成三十四年度」を「令和三年度及び令和四年度」に改める。

附則第三十七条の三中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第三十八条第一項中「三十二年新地方交付税法」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「二年旧地方交付税法」に改め、同条第二項中「三十二年新地方交付税法」を「二年新地方交付税法」に、「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「三十二年旧地方交付税法」を「二年旧地方交付税法」に改め、同条第三項中「平成三十二年度分」を「令和三年度分」に改め、同条第五項中「平成三十四年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第四十条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「三十一年旧法」を「元年旧法」に改める。

附則第四十七条の四中「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第四十七条の五中「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第五十一条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五十三条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に、「三十一年旧法」を「元年旧法」に改める。

（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の一部改正）

第三十七条　地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

附則第六条及び第十六条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十一条第一項及び第三項を削り、同条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改め、同項を同条とする。

附則第三十四条及び第四十条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十八条　地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改め、同条第六号中「平成三十二年一月一日」を「令和二年一月一日」に改め、同条第七号中「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に改め、同条第八号中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第九号中「平成三十三年一月一日」を「令和三年一月一日」に改め、同条第十号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第十一号中「平成三十四年十月一日」を「令和四年十月一日」に改める。

附則第二条第一項及び第三条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第五条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第六条第六項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

附則第八条及び第九条中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第十二条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「三十二年十月新法」を「二年十月新法」に改め、同項の表第七十四条の十二の二の項及び第七十五第四項の項中「平成三十二年十一月一日」を「令和二年十一月一日」に改め、同表第七十四条の二十一第一項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第一項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第十九条第一項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第二項中「三十二年四月新法」を「二年四月新法」に改める。

附則第二十二条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改め、同条第三項中「平成三十一年度に」を「令和元年度に」に、「平成三十二年度の宅地等」を「令和二年度の宅地等」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に、「平成三十二年度分」を「令和二年度分」に改め、同条第四項及び第五項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十四条第二項中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第二十五条第二項中「平成三十二年十月一日」を「令和二年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同条第五項中「三十二年十月新法」を「二年十月新法」に改め、同項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項中「平成三十二年十一月二日」を「令和二年十一月二日」に改め、同表第四百八十一条第一項の項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

附則第二十六条第二項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同条第三項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同条第六項中「三十三年新法」を「三年新法」に改め、同項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項中「平成三十三年十一月一日」を「令和三年十一月一日」に改め、同表第四百八十一条第一項の項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成三十三年度」を「令和三年度」に改める。

附則第二十七条第二項中「平成三十四年度」を「令和四年度」に改め、同条第三項中「平成五年度」を「令和五年度」に改める。

附則第三十六条中「平成三十一年度」を「令和元年度」に改める。

附則第三十七条第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に、「平成三十一年度分」を「令和元年度分」に改める。

地方交付税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三